

## 議 事 日 程 ( 第 5 号 )

令和2年9月18日(金曜日) 午後3時34分 開議(本会議)

### 日程第 1 ※決算審査特別委員会

議第60号 令和元年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第 1号 令和元年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第 2号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第 3号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第 4号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第 5号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第 6号 令和元年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第 7号 令和元年度遊佐町水道事業会計決算

※条例案件の審議及び採決

日程第 2 議第61号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議第62号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第63号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第64号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第65号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第66号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第67号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

### 日程第 9 ※決算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第10 議第69号 橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋下部工工事請負契約の締結について

日程第11 議第70号 遊佐町役場新庁舎外構工事請負契約の締結について

※人事案件の審議及び採決

日程第12 議第71号 遊佐町教育委員会教育長の任命について

日程第13 議第72号 人権擁護委員候補者の推せんについて

日程第14 議第73号 人権擁護委員候補者の推せんについて

※発議案件の審議及び採決

日程第15 発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

日程第16 発議第8号 議員派遣について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	本	宮	茂	樹	君	
総 務 課 長	堀			修	君	企 画 課 長	高	橋		務	君	
産 業 課 長	佐	藤	啓	之	君	地 域 生 活 課 長	畠	中	良	一	君	
農 委 事 務 局 長	中	川	三	彦	君	町 民 課 長	高	橋	晃	弘	君	
健 康 福 祉 課 長	佐	藤	光	弥	君	教 育 長	那	須	栄	一	君	
会 計 管 理 者	高	橋	善	之	君	農 業 委 員 会 会 長	佐	藤		充	君	
教 育 委 員 会												
教 育 課 長	石	垣	ヒ	口	子	君	代 表 監 査 委 員	金	野	周	悦	君
選 挙 管 理 委 員 会												
委 員 長												

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤 廉 造      議事係長 東海林 エ リ      書記 瀧 口 めぐみ

☆

本 会 議

議長（土門治明君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時34分）

議長（土門治明君） ただいまの議員の出席は、全員出席しております。

なお、説明員としては、本宮副町長が公務のため欠席、その他全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第2、議第61号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 農業委員会の会長に伺います。この案件ですけれども、記録のために提案理由をちょっと読み上げますと、国の財政措置である農地利用最適化交付金を活用し、農業委員会委員に対し交付金の範囲内での農地利用適正化の推進活動に応じた上乘せ報酬を支給するため、提案するものであるというふうに書いております。この中でキーワードは、農地利用最適化ということだと思っておりますけれども、このことに関しては本会議、あるいは常任委員会で農地利用最適化という言葉は、それほど多くはないでしょうけれども、出てきていると思います。ただ、今回条例改正、しかも給与が関係する案件ということもありますので、改めてそのところを確認させていただきたいと思えます。

もう一度提案理由を検討しますと、先ほど申し上げたとおり、農地利用最適化というのが一つのキーワードなのですけれども、農地利用最適化の推進活動という言葉が今回の提案理由の大きな部分だと思えます。それで、質問の中身ですけれども、この話自体は全国的な話だと思っておりますけれども、ただ農地といっても、そこそこによって全国各地違いますし、遊佐町でもかなり砂丘部から山手まで差異があるという中において、そういう特性に応じて農地利用の最適化というのはどういうものだというふうに考えているのか。それから、それに基づいた推進活動というのは具体的にどういうふうにするというふうに考えてい

るのかをこの機会に改めて考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤農業委員会会長。

農業委員会会長（佐藤 充君） お答えします。

この最適化利用交付金というのは、議員の皆さんには事務局で一応説明は若干したと思いますけれども、あえてお答えしたいと思います。まず、この交付金の理由というのは、農地の集積、集約、それから遊休農地の解消ということで、活動と成果と2つあります。それで、その活動、成果ありますけれども、それに見合った報酬は農業委員活動の人員の確保と業務に支払わせるということで、人員の確保の活動に使ってくれという国のお金でありますので、町の負担はないということでもあります。その活動と成果とあるのですけれども、我が町のほうで例えば集積率とか様々あります。この活動の中では集積30%未満という、活動すれば30未満というので一応もらえる金と、30%以上というのが2種類あるのです。それで、30%以下というのは大体5,000円ぐらいであって、30%以上というのが6,000、7,000円というのがあります。30%以上あるのですけれども、この町には平成28年頃から法人化というのがありまして、その法人化に対しては70%の集積率が町であるのです。ですから、この活動と成果とあるのですけれども、70%以上、今現在達しているわけでありまして、この活動と成果としますと、80%以上とかまずあります。ですから、農業委員会としましては、この活動の中での交付金ということでもあります。

それで、今回一般質問ありましたけれども、林地化とか遊休農地、様々、高齢化とかありましたので、現状としましては終戦後としまして600万ヘクタールが450万ヘクタール、今現状であります。600万ヘクタールを実際は、その当時は1,400万人が従事していたわけでありましてけれども、今現在はその10分の1の140万人がこの農地を作業しているという形になります。そうしますと、10分の1になったということで、全国全部そうでありましてけれども、この農地をどういうふうにするかとした場合、確かに林地化の件もありますけれども、農業委員会そのものというのは農地を守るのが優先でありまして、決して林地化を進めているわけではないのであります。ただ、現に畑なんか山林とかも決して、中には林関係もなっていますし、農地から農地転用して山林とかにしなければいけない場合もあります。ですから、そういう場合もありますけれども、決してそれを進めているわけではないということを理解してください。

それで、国としましては長期の土地利用検討会というのがあります。その土地利用検討会の内容としましては、例えば集積とか、それからスマート農業とか、今現在進めておりますけれども、非常に困難という場合があります。ですから、その困難などを地域の集落の皆さんと、ではこの山間はどうするのかとなった場合、そこに農業委員会が入って行って、少しの活動をしていけばいいのかなど。今現在も田んぼの売買とか、土地が、もう田んぼできないから、誰かつくってくれないかという人がありますので、そういう中で農業委員のメンバーがその中に入って、そういう活動をして動くのでありますから、そこに国のほうで報酬をあげるということでもありますので、そこを理解してもらいたいと思っております。

実際は2015年のほうで最適化交付金というのが出ておりますけれども、あれから5年たちます。ただ、私会長でありますけれども、全国で年2回会長大会があります。そのときに、去年の大会の中で愛知県の豊田市の会長がこの最適化交付金のことをちょっと説明して、ディスカッションあったわけでありましてけれども、そのときに農業委員が確かに様々動いて、農地転用関係もありますし、売買とかも、それから様々な中に入って仕事をするのはいいのですけれども、言われたことは、その担当の事務局が体制ができて

いないと簡単に進めていけないというディスカッションあったわけでありまして。確かにその話は5年前ありましたが、私も今事務局を見ておりますけれども、この4年前には法人ということで、かなり事務の仕事が増えているわけでありまして。ですから、今こうやって、今ここに持ってきたわけですが、事務局の仕事が大変忙しくなったということで相談をして、事務局動ける体制の中で進めております。そうすると、農業委員会がこれから地域で活動していく中で、例えば各集落とか話合いに行くとすると、必ず日記はつけていかなければなりません。そのときに、農業委員会の活動の中で、農地転用関係もそうありますし、遊休でもありますし、畑もあります。その中で参加していった場合に、これまとめていく格好ありますので、その地域との話合いにとにかく参加していこうと、現状をどうしていこうかというので、農業委員会ではこれからどうやっていこうかなという方向をしております。

ただ、今この最適化交付金をするという中で、これから、来年の4月からもしなかった場合は動くわけがありますけれども、動いた時点での記録の書き方もあるのです。例えば集積とか売買とかというのが全部項目違いまして、それをどうやっていくのかというのがありますし、農業委員会の中でとにかく遊休農地を減らしていこう、それから今70%ありますけれども、成果には程遠いのであります。成果になりますと、今度はまた違った方向にあるのですけれども、地域との関わりの中で幾らでも遊休農地を増やさないで、林地化もいかにないようにするように、とにかく地域の中で関わっていくのであろうと。ですから、その点についても各法人もありますし、各地区にメンバーいますので、委員もいますので、そこでどうやっていくのかはこれからまた話し合って段取りを組んで、その関わり方も委員の中でどうやっていくかというのを進めていこうと思っておりますので、せっかくこういう機会でもありますので、この交付金を使っていこうかなと。具体的なことは、関わっていかなければ進めないということありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、今現在農業委員会のほうでも、近年田んぼをつくれなく、つくらなくなっている人が増えておりますので、その辺に関しても一番早く関わっていけるのかなと思っておりますので、とにかく守ることを前提に進めていこうと思っております。

以上であります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 時代の変化に応じて課題は多々あると思っております。思わぬ課題も出てくるかと思うのですけれども、どうかこの農地利用最適化の趣旨、今おっしゃっていただいた趣旨に沿って活動をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終わります。

7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 私からもちょっと実務的なことについて質問させていただきますが、今日の条例、ここで決議になった場合、令和3年の4月1日から施行になるわけですが、一応この件については8月20日の全員協議会で農業委員会の佐藤局長から説明はありました。その後、ちょっと自分なりに農水省のホームページを見ましたところ、ちょっと2点ほどお伺ひしたいと思います。

今会長のほうからも答弁に一部触れられましたが、当然これ国庫補助になると思っておりますので、当然会計

検査等の対象になり得ると思いますので、その中でホームページ見ますと活動年月日、活動時間及び活動内容を把握し、記録簿を作っておかなければならないというのが記載されております。先ほども会長、それらしきことを答弁されましたが、今町内でかなり法人化の進んだ地区でございますので、かなり活動も、どういう形になるかちょっと私も想像つきませんが、私も経験した民生委員については定期的に報告書上げるシステムがあったのですが、どのようにこの辺確認をされる状況になるのか、局長のほうにお尋ねしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（佐藤啓之君） お答えします。

活動状況の確認については、今議員のほうからもお話がございました。民生児童委員の皆さんも定例会等を利用して毎月の活動報告を行っておりますので、そちらのほうで活動日誌準備されております。国の農業会議のほうでも農業委員の活動記録セットということでそういった、こういう冊子のものでありますけれども、こちらに毎月の活動状況を記載する場所がございまして、それで事務局のほうでは毎月報告をしていただいて、活動状況については確認をさせていただきます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） では、短くもう一点だけ質問させていただきますが、資料をちょっと読み上げますと、本事業は農地利用の最適化の積極的な活動を推進することを趣旨としていることに鑑み、次からですが、農業委員等の手当、または報酬等について、業務に見合う適正な水準となるよう努めるものとするというような部分もあります。ただ、本町の場合、農業委員会を含めた報酬等に関しては、特別職の職員の給与に関する条例に定めて給付されているわけです。その辺でいきますと、この適正な水準となるよう努めるものとするというのが非常に、どのように把握されるのか。例えば定期的に農業委員会の報酬等の、そういう場が今まであったかどうか私も分かりませんが、その辺どのように努められるのかお伺いして私の質問は終わります。

議長（土門治明君） 佐藤農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（佐藤啓之君） お答えします。

これまでも農業委員の活動については、報酬的に若干低いのではないかとということで、農業委員の皆さんから報酬の値上げについては要望等がございました。町のほうでは近隣の市町と足並みをそろえるような格好で、これまでの給付水準としておるところでありましたが、法改正によりまして農地の流動化や集約化については、非常に最適化推進員の設置とともに農業委員の活動が増加したものですから、そちらに対する交付金が国で制度設計されたということもございまして、それを今回は利用しまして、報酬の上乗せ部分ということでそれを交付金を活用して行っていくということでございますので、これまでの不足している活動手当にはこの交付金を充てて支給させていただきたいというところでございます。

議長（土門治明君） 佐藤農業委員会会長。

農業委員会会長（佐藤 充君） 付け足して、先ほどの在り方ということで、記録簿ということでこういうのがありますと紹介しました。担い手への農地の集積、集約化ということで7項目あるのです。その中で1つは農地所有者への意向把握ということと、次は人・農地プランの話合い参加、それから地区の農地地図の制作、話合い、それから農地の出し手、受け手の調査、それから農地中間管理機構の連絡活動とい

うことと土地改良事業に係る地域の合意促進、その他というのが1つ。それからもう一つは、新規農家の参入ということで、新規就農者の新規参入者への相談、対応というのが1つ、それから農地取得に向けた農地所有者の意識と調査、それからもう一つはその他と、これが2つ分かれていて、これが主に農業委員会のほうの重点活動としていくものであります、記録簿として。

以上であります。

議長（土門治明君） これにて7番、菅原和幸議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第61号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議第62号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第62号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第63号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第63号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第64号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第64号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議第65号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第65号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議第66号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例



の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第66号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議第67号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第67号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、決算審査結果報告に入ります。

さきに決算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました令和元年度遊佐町各会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員会、菅原和幸委員長より審査の結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会、菅原和幸委員長、登壇願います。

決算審査特別委員会委員長(菅原和幸君)

令和2年9月18日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

決算審査特別委員会

審査結果報告書

令和2年9月11日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

- 議第60号 令和元年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について
- 認第1号 令和元年度遊佐町一般会計歳入歳出決算
- 認第2号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 認第3号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 認第4号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 認第5号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 認第6号 令和元年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 認第7号 令和元年度遊佐町水道事業会計決算

2. 審査の結果及び意見

令和元年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか6件の特別会計等決算について慎重に審査した結果、原案の通り決定すべきであると決した。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上です。

議長（土門治明君） 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま各会計7件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの会計ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの会計ごとに討論、採決を行います。

初めに、認第1号 令和元年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について討論を行います。

4番、佐藤光保議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「反対討論です」の声あり）

議長（土門治明君） ほかに討論を行う議員はいますか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） それでは、4番、佐藤光保議員、登壇願います。

4番（佐藤光保君） 本決算について、反対の討論を行います。

2款1項1目15節施設整備工事費です。6億6,302万6,060円を対象とする新庁舎建設に関するものであります。もう一つ、教育、10款1項5目25節、5,019万827円、義務教育施設整備積立金を対象とする学校統合に要する経費についてでございます。

理由は、まず分不相応、施設整備について特にですが、何か浮いてしまっているのではないかという気がするわけです。そういったことを1つ申し上げます。

それから、教育のほうに関しては、前から何度も申し上げておりますが、これは不要不急のものと言えないかということを申し上げて反対討論といたします。

議長（土門治明君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第1号 令和元年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、認第2号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第2号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、認第3号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第3号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、認第4号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第4号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、認第5号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第5号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、認第6号 令和元年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第6号 令和元年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、認第7号 令和元年度遊佐町水道事業会計決算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第7号 令和元年度遊佐町水道事業会計決算について採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(土門治明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第10、議第69号 橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋下部工工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第69号 橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋下部工工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第70号 遊佐町役場新庁舎外構工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

2番、那須正幸議員。

2番(那須正幸君) 質問させていただきます。

この件につきましては、全員協議会のほうで融雪の廃止とともに、新しく設計がなされた事件案ではあると思うのですが、その件につきまして内容の確認をさせていただきます。工期日程が令和3年の3月31日とあります。前回の委員会の中でも説明があった中で質問させていただきましたが、本体工事のほうですけれども、関わる本体工事のほうを地域の懇談会とか、いろいろな面でも予定どおり進んでいるというお話の内容でありました。その中で、この外構工事が3月31日というふうな工期でありますけれども、今現在天候もこのような天候でありまして、例えばこれから雪の季節に入っていきます。その際にその外構工事、本体工事が少し遅れるとかというふうなことに絡んでくると、やはり外構工事も絡んでくるようなところが出てくるとは思いますが、そういったところの工事の進み具合に関係があるのかどうか。

もう一つは、全協の中でもご説明がありました、まだ外構工事の下の内容が決まっていないというふうなお話がありました。コンクリートになるのかアスファルト工事になるのか、もう一度そこを確認して私の質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長(土門治明君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

まず、1つ目の進捗状況については、今回発注します外構工事につきましては、アスファルト工事がメ

イン工事になる。その他細かい工事もございますけれども、それについては一定本体工事の仮設工事が外れた段階でかかることは可能であろうというふうに想定をしております。それでも冬工事にはなってしまうということになろうかと思えます。今議員がおっしゃられましたとおり、例えば大雪等々の影響で本体工事が遅れることになれば、それは当然工期延長も考慮しなければいけないというふうに考えております。

あと、もう一つの駐車場の舗装面の内容でございますけれども、これにつきましては透水性のアスファルト舗装を考えているところでございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長からご説明がありましたので、私の質問を終わります。

議長（土門治明君） これにて、2番、那須正幸議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

4番、佐藤光保議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「反対です」の声あり）

議長（土門治明君） ほかに討論を行う議員はいますか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） それでは、4番、佐藤光保議員、登壇願います。

4番（佐藤光保君） 本件請負契約の締結について、反対の討論を行います。

ともかくここで何度も私は申し上げてきましたが、まず何でこんなに金がかかってくるのだらうと、この庁舎建設のために。ここにこんなにこれまでの金、これからのかかってくる金もあるわけですが、集中して、その影響は必ずマイナスの影響として遊佐町全体に及んでいくということを心配するのが私の反対の理由でございます。

以上で反対の討論を終わります。

議長（土門治明君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第70号 遊佐町役場新庁舎外構工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件の審議を行います。

日程第12から日程第14まで、議第71号 遊佐町教育委員会教育長の任命についてほか2件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第71号 遊佐町教育委員会教育長の任命について。本案につきましては、本町教育委員会教育長、那須栄一氏の任期が令和2年10月31日に満了となるので、引き続き任命するため提案するものであります。

議第72号 人権擁護委員候補者の推せんについて。本案につきましては、人権擁護委員の池田政幸氏の任期が令和2年12月31日で満了となるため、新たに石垣裕一氏を人権擁護委員候補者として推薦したく、意見を求めるものであります。

議第73号 人権擁護委員候補者の推せんについて。本案につきましては、人権擁護委員の工藤久美子氏の任期が令和2年12月31日で満了となるため、新たに伊藤厚志氏を人権擁護委員候補者として推薦したく、意見を求めるものであります。

以上、人事案件3件についてご説明を申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議ないようでございますので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午後4時25分）

休 憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後4時36分）

議長（土門治明君） ここで本宮副町長が再度出席しておりますので、報告いたします。

日程第12、議第71号 遊佐町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

那須教育長の退席を求めます。

（那須栄一教育長 退席）

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいまの議題であります遊佐町教育委員会教育長の任命につきましては、会議規則第82条の規定に基づき無記名投票で表決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は無記名投票で表決することに決しました。

なお、会議規則第83条の規定により、可とする者は賛成、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票をお願いいたします。

なお、皆さんに申し上げます。白票の取扱いについては、会議規則第84条の規定により、白票及び賛否の明らかでない投票は否とみなし、反対といたしますので、間違いないように記載してください。

それでは、投票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(土門治明君) ただいまの出席議員は、本職を除き11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に1番、本間知広議員と2番、那須正幸議員の両名を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認め、両名を開票立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

議長(土門治明君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(土門治明君) 投票箱に異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。本案を可とする場合は賛成と、否とする場合は反対と投票用紙に記載の上、議会議務局長の点呼に応じて順次投票願います。また、投票される場合は議長席に向かって右側から入り、投函された後は左へ通り抜けて自席に戻っていただきます。

それでは、議会議務局長をして点呼を命じます。

佐藤議会議務局長。

局長(佐藤廉造君) (点呼)

(投票)

議長(土門治明君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。開票立会人の立会いをお願いいたします。

(開票)

議長(土門治明君) ここで会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の日程が終了するまで会議時間を延長することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございま



せんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程が終了するまで会議時間を延長いたします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数は11票であります。これは、出席議員数に符合しております。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 7票

反対 4票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

（那須栄一教育長 着席）

議長（土門治明君） 次に、日程第13、議第72号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第14、議第73号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、発議案件の審議に入ります。

日程第15、発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16、発議第8号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定に基づき提出されたものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣について変更が生じた場合は、その専決を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、議決事項に変更が生じた場合、その専決を議長に委任することと決定いたしました。

以上をもって第539回遊佐町議会9月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時57分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和2年9月18日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 松 永 裕 美

遊佐町議会議員 菅 原 和 幸